鳥取県告示第 495 号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成19年6月1日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福 祉サービス事業を 行う事業所の名称	指定に係る障害 福祉サービス事 業を行う事業所 の所在地	障害福祉サー ビスの種類	指定年月日
社会福祉法人萌	西伯郡伯耆町長	特別養護老人ホー	西伯郡伯耆町長	短期入所	平成19年6月
生会	山161-1	ム ことぶき	山161-1		1日